

開発行為等に係る下水道管渠等設置工事

に関する指導指針

(平成 元年 8月 1日制定)

(平成24年10月 1日改正)

(令和 3年 4月 1日改正)

富士宮市水道部下水道課

目 次

第1 基本的事項

- 1 目的
- 2 適用範囲
- 3 工事の指導基準

第2 工事の承認等

- 1 工事の承認
- 2 工事費の負担区分
- 3 受益者負担金の減免措置
- 4 下水道事業者による先行工事

第3 事前協議等

- 1 事前協議
- 2 事前協議の回答
- 3 工事申請
- 4 事前確認
- 5 工事の完成

第4 下水道管渠等の管理引渡し等

- 1 下水道管渠等の管理引渡し及び寄付
- 2 下水道管渠等の引受け及び受納

第5 その他の事項

- 1 協議内容不適合による補修
- 2 雑則

第6 様式

- 1 第1号 下水道管渠等設置工事事前協議申請書
- 2 第2号 下水道管渠等設置工事事前協議申請書
- 3 第3号 都市計画法第32条第1項に係る下水道管渠設置工事同意書
- 4 第4号 下水道管渠等設置工事同意書

- 5 第5号 公共施設（下水道管渠等）の管理引渡申請書
- 6 第6号 寄附申込書
- 7 第7号 管理引受書
- 8 第8号 寄附受納書

第1 基本的事項

1 目的

この指針は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条、富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱及び富士宮市開発許可等事務処理要領及び富士宮市開発行為協議等事務処理要領に基づき開発行為等に係る下水道管渠等設置工事（以下「工事」という。）について、適正に指導することを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、公共下水道認可区域内の次に掲げる事業に適用する。

- (1) 施行区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発事業及び3,000平方メートル以上の土地利用事業（以下「土地利用事業等」という。）
- (2) 施行区域の面積が1,000平方メートルに満たない2戸以上の宅造をする開発事業（以下「ミニ開発」という。）

3 工事の指導基準

工事の指導基準は、富士宮市下水道条例、下水道施設計画・設計指針、富士宮市排水設備設置基準、富士宮市土木工事共通仕様書、下水道工事（公共下水道）特記仕様書（開削工法・小口径推進工法）、富士宮市土木工事施工管理基準及び富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 家庭汚水量

汚水量の算出は、基礎家庭汚水量（一般家庭汚水量）及び営業汚水量（事務所、病院及びその他の工場、事業所等のうち上水道による汚水量）の場合1人1日最大汚水量を480ℓとし、時間最大量は、その1.5倍で算出するものとする。

(2) 勾配

勾配は、最低5%、最大35%とする。ただし、取付管は20%以上を標準とする基準を考慮したものとする。

(3) ます及びマンホール

ます及びマンホールは、市の承認したものを使用する。なお、ますの有効高さは最低を70cmとする。

第2 工事の承認等

1 工事の承認

市長は、適用範囲に定める事業を行う者（以下「事業者」という。）が施工する土地利用事業等に係る工事について、指導基準の規定によるもののほか、次の掲げる事項に適合すると認めるときはこれを承認する。

- (1) 排水施設は、汚水、雨水を分離して排除する構造であること。
- (2) 公道内の排水施設は、開発箇所を含む一定地域の排水需要と予測される他地域への影

響を考慮したものであること。

2 工事費の負担区分

適用範囲に定められた事業に係る工事の費用は、全て事業者負担を原則とする。

3 受益者負担金の取扱い

- (1) 事業者は、工事承認後は速やかに岳南広域都市計画富士宮市下水道事業受益者負担金に関する条例、岳南広域都市計画富士宮市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則で定める負担金を全納しなければならない。
- (2) 市長は、ミニ開発に係る負担金について、岳南広域都市計画富士宮市下水道事業受益者負担金に関する条例第12条及び岳南広域都市計画富士宮市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則第11条の規定によりその75%を減免できる。

4 下水道管理者による先行工事

法第3条に規定する下水道管理者は、事業者が行う排水施設工事に合わせ、下水道の先行工事を行うことができる。

第3 事前協議等

1 事前協議

事業者は、その事業により設置しようとする下水道管渠等に係る必要事項について、市長と協議するために次の書面を提出しなければならない。

- [1] 土地利用事業等による場合は、下水道管渠等設置工事事前協議申請書（第1号様式）
- [2] ミニ開発による場合は、下水道管渠等設置工事事前協議申請書（第2号様式）

2 事前協議の通知

市長は、事前協議の内容が適当と認めるときは、事業者に次の書面をもって通知するものとする。

- [1] 土地利用事業等の場合は、都市計画法第32条第1項に係る下水道管渠等設置工事同意書（第3号様式）
- [2] ミニ開発の場合は、下水道管渠等設置工事同意書（第4号様式）

3 工事申請

事業者は事前協議の通知を受けた事業に係る工事を行う場合、公共ます設置等申請書及び道路占用許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 事前確認

事業者は、工事について当該工事箇所が舗装される前に平面図・縦断図・ます管理図・写真を市長に提出し、書面審査及び現場にて事前確認を受けるものとする。

5 工事の完成

事業者が行う工事は、次の時点で完成したものとして取り扱う。

- 【1】 土地利用事業等については、都市計画法第36条の規定に基づく完了検査に合格したとき
- 【2】 ミニ開発については、次に定める寄附申込書を提出したとき

第4 公共施設の管理引渡し等

1 公共施設の管理引渡し及び寄附

事業者は、工事により設置した下水道管渠等について、完成後次の書面により管理引渡申請又は寄付申込をしなければならない。

- 【1】 土地利用事業等の場合は、都市計画法第39条の規定に基づく公共施設（下水道管渠等）の管理引渡申請書（第5号様式）
- 【2】 ミニ開発の場合は、事前協議に基づく公共施設の寄附申込書（第6号様式）

2 公共施設の管理引受け及び受納

市長は、管理引渡書又は寄付申込書の内容が適当と認めるときは、次の書面により下水道管渠等を市に引受け又は受納するものとする。

- 【1】 土地利用事業等の場合は、管理引受書（第7号様式）
- 【2】 ミニ開発の場合は、寄付受納書（第8号様式）

第5 その他の事項

1 協議内容不適合による補修

協議内容不適合については、工事完了確認日から2年間その責任を負うものとする。

2 雑則

この指針により難しい特段の事情があると認められた場合は、その都度協議するものとする。

第6 附則

1 施行期日

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

2 経過措置

この指針の施行の際、当分の間、現に改正前の様式（以後「旧様式」）を使用することができることとし、旧様式により提出された書類は、改正後の様式により提出したものとみなす。